

## 指定管理のあり方調査検討特別委員会会議録

- 1 日 時 令和3年7月13日  
開会 10時30分 閉会 13時17分
- 2 場 所 幕別町役場3階議事堂
- 3 出席者 委員長 中橋友子 副委員長 藤原孟  
石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵  
若山和幸 岡本眞利子 荒 貴賀 酒井はやみ 野原恵子  
田口廣之 谷口和弥 芳滝 仁 千葉幹雄 小川純文  
議長 寺林俊幸 (計18名)
- 4 傍聴者 2名
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明  
忠類総合支所長 川瀬吉治 地域振興課長 亀田貴仁  
地域振興係長 木村純一
- 6 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 萬谷司 課長 半田健 係長 北原正喜
- 7 審査事件 1 委員長の互選について  
2 副委員長の互選について  
3 指定管理について  
4 その他
- 7 議事概要 別紙のとおり

指定管理のあり方調査検討特別委員会委員長 中橋友子

◇審査内容

(開会 10:30)

○臨時委員長(野原恵子) 委員会条例の規定によりまして、委員長の互選が終わるまで、私が臨時委員長の職務を行います。

では、ただいまから指定管理のあり方調査特別委員会を開会いたします。

それでは、委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選は、どのような方法で行いますか。

小川委員。

○委員(小川純文) 指名推選でお願いしたいと思います。

○臨時委員長(野原恵子) ただいま、小川委員から指名推選との発言がありましたが、指名推選で行うことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の互選は指名推選とすることに決定いたしました。

どなたを推薦されますか。

小川委員。

○委員(小川純文) 中橋委員を推薦したいと思います。

○臨時委員長(野原恵子) ただいま、委員長に中橋委員が推薦されました。

委員長に中橋委員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、中橋委員を指定管理のあり方調査検討特別委員会の委員長に選任することに決定いたしました。

これで委員長が決定いたしましたので、私の職務は終わりました。

中橋委員、委員長席にお着き願います。

暫時休憩といたします。

10:31 休憩

10:32 再開

(委員長、委員長席に着席)

○委員長(中橋友子) それでは、休憩を解いて再開いたします。

ただいま、委員長に選任を頂きました中橋です。皆様のご協力を頂きまして委員長の職務を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題の2、副委員長の互選についてを議題といたします。

お諮りいたします。

副委員長の互選は、どのような方法で行いますか。

小川委員。

○委員（小川純文） 委員長指名でお願いいたします。

○委員長（中橋友子） ただいま、委員長指名との発言がありましたが、委員長が指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、副委員長の互選については、委員長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名をさせていただきます。

副委員長に藤原委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

これで、副委員長の互選を終わります。

説明員入場のため、暫時休憩をいたします。

10：34 休憩

10：35 再開

○委員長（中橋友子） 休憩を解いて再開いたします。

議題に入ります前に、町側から本特別委員会の開催に当たりまして資料が提出されておりますので、お手元に配布いたしております。

それでは、議題の3、指定管理についてを議題といたします。

会議の進め方ではありますが、はじめに提出のありました資料の説明を頂き、質疑を行います。

なお、資料の説明が多少ボリュームがありますので、内容により区切って説明を頂くことにいたします。

質疑終了後、説明員に退席を頂き、指定管理について議論を行いたいと思います。

それでは、提出いただきました資料の説明を求めます。

はじめに、1、指定管理制度について、2、指定管理の法手続等に関するフローチャートについてを説明願います。

説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1番目、指定管理者制度であります。

（1）指定管理者制度の概要になりますが、公の施設の管理につきまして、民間事業者等を施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識、技能を公の施設の管理に生かそうとするものでありまして、平成15年9月施行の改正地方自治法により創設されたものであります。

次に、（2）番目、指定管理者制度への町の対応であります。

はじめに、1つ目の指定管理者の指定の手続等に関する条例は、平成17年の第3回定例

会に提案させていただきまして、議決を頂いております。

次に、2つ目の条例施行規則は翌年1月に、3つ目の指定管理者制度導入に関する基本方針は同年2月に策定しております。

この基本方針の中では、記載のとおり、公の施設を直営で管理するよりも民間のノウハウが活用でき、利用に係るサービスの向上と施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合は、指定管理者制度へ移行すると定めるとともに、制度を導入する施設を個別具体的に位置付けをしております。

その下にございます四角の枠内でありまして、制度導入に関する基本方針の抜粋であります。

第2、指定管理者制度への対応方針といたしまして、1つ目は、既に管理委託している公の施設であり、従来の管理委託制度によりまして町の出資団体等へ管理運営を委託している公の施設につきましては、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入するとしておりまして、アルコ236、そして道の駅につきましては、これに当たります。

2つ目は、直営で管理している公の施設。

3つ目は、今後、新たに供用を開始する公の施設の制度導入の考え方を定めたものであります。

次に、(3)番目、指定管理者候補者の選定であります。

条例では、原則公募による方法により選定することとしておりますが、施設の性質等を考慮し、民間活力を積極的に活用することにより事業効果が相当程度期待できる場合は、町が出資している法人などに限り公募によらない方法で候補者を選定することができるとしており、これまで過去4回にわたって、アルコと道の駅は、この方式で進めてまいりました。

なお、選定に当たりましては、選定委員会を設置し、意見を聴くものとしております。

それでは、2ページをご覧ください。

2ページ上の表は、公の施設の指定管理者制度の導入実績であります。

(1)番目から(5)番目までの施設でありまして、その導入実績は、右側の覧に記載のとおりであります。

続いて、2番の指定管理者の指定手続等に関する事務処理フローチャートであります。

手続きの流れをご説明いたしますので、併せまして別紙の3をご覧くださいと思います。

別紙の3、事務処理フローチャートであります。

まず、左上の公募による選定であります。枠内にありますとおり、①から⑩にあるような公募事項を記載した募集要項等を作成し、そのすぐ右側にあります公募方法の枠の中にあるように、①から④の方法で事業者の公募を行います。

その下の申請を経まして、中段真ん中にごございます選定審査につきましては、中段左側にありますように、委員10人以内で構成します選定委員会で審査を行います。

なお、この委員の構成でありますけれども、ご覧の構成が基本となりますが、委員長は副町長を充てるものと規則に定めております。

しかしながら、応募した団体の代表者や役員は委員から除かれることとなっておりますことから、副町長が委員とならない場合につきましては、別の者を委員長に指名することとなっております。

次に、その右側になります選定基準であります。

詳しくは後ほどご説明させていただきます。

これらの評価審査を経まして、中段下に、矢印の下にあります候補者を決定いたしまして、議会に議案を提案して議決を頂いた後に、ご覧の下に行く流れの中で指定管理者へ移行することとなっております。

次に、フローの上段にお戻りを頂きまして、右側の公募によらない候補者の選定です。

こちらは、町出資法人等に対しまして業務水準書等を示し、申請欄にあるような書類を提出いただくこととなります。

選定審査以降の流れにつきましては、同様となっております。以上です。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、ただいまの説明の範囲の中の質問をお受けしたいと思います。

質問ございますか。よろしいでしょうか。ありませんか。区切って説明をお受けし、質問もお受けしますが、最終的には最後一括して、こぼれている質問等ありましたら、そこでも質問をお受けしたいと思いますので、そのように進めさせていただきます。よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、質問がありませんので、次に進めさせていただきますと思います。

次の資料に関する説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） それでは、資料の3番、前回の指定管理者候補者の選定に係る要求水準書並びに選定基準につきましてご説明いたします。

まずは、別紙4をご覧くださいと思います。

別紙4、業務要求水準書であります。

第1、総則、1つ目の業務要求水準書の位置付けにつきましては、町がこの2つの施設の一体的管理を行う指定管理者を募集及び選定するに当たりまして、指定管理者に要求するサービス水準並びに管理の具体的な指針を示すものであります。

2つ目の管理の基本方針の（1）では管理業務の目的を、（2）では施設の管理に関する基本的な考え方を示しております。

3つ目は、施設の概要であります。

2ページをご覧ください。

2ページの4つ目は、指定期間であります。

平成29年4月から5年間としております。

5つ目は管理の基準でありまして、（1）の使用時間及び休館日から3ページにございます（6）番、幕別町行政手続条例の適用についてまでお示しをしております。

次の6の管理業務の概要では、指定管理者が行う管理業務を定めております。

(1)は運営業務を、(2)は維持管理業務の内容をお示ししております。

4ページをご覧ください。

7は管理方針、8は管理体制であります。

総括責任者の配置やスタッフの適切な配置を求めるほか、2行目のなお書きでありますけれども、管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ町長の承諾を得なければならないものとしております。

次に、9番は管理に係る経費及び収入で、町が支出する経費と指定管理者が支出する経費を定め、(3)では指定管理者の収入でありまして、①の利用料金等は、アルコ236条例に基づき指定管理者が定め、收受した利用料金は指定管理者の収入とすることを、道の駅については道の駅条例に基づき利用料金を無料とすることを示し、②の町からの指定管理料は、限度額は別途定めるものとし、指定管理料については、提出された事業計画書及び収支計画書に基づきまして町と指定管理者で協議し、協定書において定めるものとしております。

③は、その他の収入でありまして、指定管理者が企画実施する自主事業の収入について定めています。

次に、5ページをご覧ください。

(4)番は、町内業者の優先利用。

(5)は、リスク管理として適切な範囲で保険等に加入することを求めています。

10は、モニタリング調査。

11は、その他としまして、書類等の保存期間を定めるものであります。

6ページをご覧ください。

6ページ、第2、運営業務要求水準は、先ほどご説明いたしました第1、総則の6番、管理業務の概要でお示しいたしました運営業務の詳細を7ページまでお示しをするものであります。

次に、8ページをご覧ください。

第3の維持管理業務要求水準は、同じく第1、総則でお話しをいたしました管理業務の概要でお示しした維持管理業務の詳細を8ページから14ページまでにわたってお示しをしております。

15ページをお開きください。

第4は、自主事業に関する業務水準であります。

指定管理者は、あらかじめ町と協議の上、施設利用を促進するために自主事業を実施することができるものとしております。

次に、16ページをご覧ください。

第5は、リスク分担に関する事項で、町と指定管理者のリスク分担を示しております。

表の右側にございます負担者の欄で、二重丸が主たる責任があるもの、丸が従たる責任があるものを表しております。

表の一番左、種類の欄で上から8番目、施設、設備、備品等の修繕で内容の5番目、見

積額1件当たり30万円未満の修繕費の合計で年間150万円を超えた差額の修繕につきましては、町が主たる責任があるものとなります。

6月の定例会で提案させていただいた補正予算のリスク分担分の追加が、これに当たるものであります。

次に、種類の欄の9番目、施設の増改築、設備の新設、備品の購入につきましても、施設の適正な管理運営のため必要なものと町が認めるものにつきましては、町が主たる責任があるものとなりますことから、必要な予算を提案し、議決を頂いて事業を進めてきたところであります。

次に、別紙の5をご覧くださいと思います。

前回の指定管理者候補者の選定に係ります選定基準になります。

1の選定基準は、条例第4条の各号に基づくものでありまして、(1)から(4)番までにつきましては、条例の規定どおりの文言となっております。

(5)番につきましては、施設の性質または目的に応じて定めるとしているものでありまして、この2施設の管理運営に求める基準といたしまして、(5)のとおり、地域の活性化に根差し、地域特性を考慮した運営が期待できることとしております。

2の審査項目につきましては、3ページに評価表を定めております。

後ほどご説明をさせていただきます。

次に、3の指定の申請では、(1)の申請書類と(2)の申請資格の審査について定めております。

2ページをご覧ください。

4の選定方法、(1)の選定基準では、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請書類を総合的に判断し、選定委員会におきまして、各委員の評価表に基づく採点により行うこととしております。

なお、選定審査を公平かつ適正に行うため、委員に申請団体の役員等がいる場合は、選定審査から除外して行うものとし、採点につきましては、評価表の各審査項目の配点に基づき、ご覧の5段階評価により行うものとしております。

(2)候補者の選定は、委員の平均点数が60点以上の得点を得た場合に、申請団体を指定管理者の候補者と選定するものであります。

次、3ページになります。

指定管理者候補者の評価表となります。

左側にあります選定基準の5項目に対しまして、細分化した審査項目別の審査の視点を設定いたしまして、各配点5点で、満点が100点の評価表を用いて審査を行っております。

なお、この選定基準につきましては、選定委員会の意見を聴いて作成しているものであります。

説明は、以上です。

○委員長(中橋友子) 別紙5までの説明を頂きましたが、皆さん質問等ございませんか。

千葉委員。

○委員(千葉幹雄) 今、説明を頂きました。先ほど委員長からもお話しがあったのですけ

れども、進め方ですよね。今、取りあえず資料の説明があったのですが、説明に対する質問、資料に対する質問なのですか。それとも、具体的なやり取りに入っているのでしょうか。

○委員長（中橋友子） 基本は資料に基づくということにはなりますが、資料をいちいち確認するための説明ではありませんので、その資料のいわゆる範囲に関わってお考えがあれば発言していただくということは可能です。

（「それでは、いいですか」の声あり）

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 概略、理解はしたところでありますけれども、この別紙の前回の指定管理者候補者選定に係るアルコ236及び道の駅・忠類指定管理者業務要求水準書、要するに別紙の4ですよね。4ページなのですけれども、8番目、管理体制と書いてあります。その中で、「指定管理者は、責任を持って施設を管理する総括責任者を配置するとともに」云々と書いてあります。また、「管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法その他関係法令等を遵守し、適正な人数の職員を配置する」と。これ、アルコに当てはめると、社員も誰もいないのですけれども、誰が指定管理の中で責任を持って施設を管理する総括責任者になっているのですか。

要するに副町長が社長をやっている株式会社忠類振興公社ですよね。ここに指定管理に出しているわけですから、当然この中で総括責任者がいて、いないと、これ、ここにもう管理体制と実態と著しく乖離があるのだらうというふうに思えるのですけれども、どうですか。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） ただいまの8の管理体制というところの2行目にあります「なお、管理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ」、業務の一部を委任しということで「町の承諾を得なければならないものとする」ということで、町の承諾を受けて管理をしているということになります。

○委員長（中橋友子） どなたがということでしたが、よろしいですか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 今、説明がありました。

これ、私が理解するのは、総括責任者がいて、そして一部町の承諾を得て委託をすることができるといことだらうと思うのです。いなければ次の段階へ進まないのだらうと思うのですけれども。

なおかつ、管理業務、要するに総括責任者がいて、そして「管理する」「業務体制を確保する」云々と書いて、次に「施設の管理に必要とされる次の資格・免許を有する者を配置する」と書いてあります。これは、あくまでも指定管理を受けた会社の人の資格だというふうに思う。これが整っていて一部業務委託ができるというふうに私は理解するのですけれども、どうですか。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） その業務を含めてアンビックス社が運営をしているという

ことです。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） これ、このとおり読んで理解したほうがいいと思うのですが、要するに指定管理者ですよ。忠類振興公社は、「責任を持って施設を管理する総括責任者を配置するとともに」と書いてあるではないですか。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 現場の業務は専務を配置して管理をしておりますし、業務の一部について民間、アンビックス社に委託をしているというところです。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 何かよく聞こえないのですが、要するに誰が総括責任者をやっているのですか、現在。

○委員長（中橋友子） もう一度説明願います。

忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 現場には公社の専務がいますので、その者が管理をしておりますし、先ほど言った防火管理者等は、アンビックス社のほうで委託を受けてやっております。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 今、初めて専務の話を聞いたのですが、この専務という人は常勤しているのですか。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） はい、常勤しております。

○委員長（中橋友子） 常勤しているというお答えです。

忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） アンビックス社の社員でもありますし、公社の専務も兼ねております。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） それは、要するに、指定管理を受けたところの会社の専務が業務委託しているところの社員なのでしょう。それは指定管理と業務委託の中で問題ないのですか、そういうことは。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 実際に支障があるということではなくて、ホテルの管理もしていますし、その内容について現場では理解はしておりますので、問題はないと思います。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 要するに、町から指定管理で受けて、その専務が、自分が勤めている会社に業務委託を出すのですよね。出しているのですよね、形の上では。それは法的には問題ない、民間同士と言っていいのかな。非常にその辺は、やっぱり町民が見ていて、その指定管理に町が出す、そして業務委託を全面的に出すということで、町民が見てい

て非常に、何て言葉で表していいのかわかりませんが、要するに公平な形でその仕事の一部、一部というか、もう全面的ですからね。なかなかそこは私は理解できないのですけれども、本当にそこは公明正大な形で業務委託、指定管理を受けて、それを業務委託に出しているというふうな形になるのかどうなのか、そこはちょっと私は疑問に思う。

そして、この「施設の管理に必要とされる資格・免許を有する者を配置する」、これは忠類振興公社ではこういう資格を持っている人はいないのだろうと思うのですけれども、これは株式会社忠類振興公社が管理はしているのですけれども、資格ももちろん持っている人はいないのですけれども、業務委託を受けている会社が持っていればいいという押さえなのか。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 委員おっしゃるとおりで、委託している会社のほうで資格を有しております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

○委員（千葉幹雄） はい。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 私も、この管理体制のところで質問がありまして、千葉委員が、今、発言いたしましたけれども、その部分で疑問を持っております。本来、業務委託というのは、経営の内容というのでしょうか、そういうところまで委託ということではなくて、本来は清掃ですとか、そういう施設の管理、その主な業務を受ける、そういうことではないかと思ひまして、その総括責任者のところに1つ疑問がありました。

それから、個別事業において適切なスタッフを配置するということでしたけれども、そこも忠類の振興公社としてスタッフをどのように配置しているのか、そのところの人員の配置もお聞きしたいと思います。

それと、もう一点なのですけれども、資料16ページの第5のリスク分担に関する事項、ここで聞きしたらいいのかわかりませんが、私、質問をどこでしようかなと思っていたのですけれども、施設、整備、備品等の修繕、このところで町の負担する部分は何件かあります。それで、4年前にアンビックスに、以降、業務委託しておりますけれども、指定管理料以外で修繕ですとか、そういうところでアンビックスの施設整備にかかった費用というのが、指定管理以外にどのぐらいの金額になっているのかも聞きしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 町が負担したお金ですね。

○委員（野原恵子） そうです。

○委員長（中橋友子） アンビックスにということではないですが。

（発言の声あり）

○委員長（中橋友子） 町が負担している、指定管理を出したこの4年間で、幕別町がリスク分担、施設整備等、総額で幾ら負担したかという質問ではないかと思ひます。

（「そうです。すみません」の声あり）

○委員長（中橋友子） 野原委員。

- 委員（野原恵子） ボイラーの整備ですとか、そういうところを整備されていると思うのです。そういうところで今までどのぐらいの費用がかかっているのか、設備投資などにかかっている費用がどのぐらいになっているのかお聞きしたいと思います。
- 委員長（中橋友子） よろしいですか。  
忠類総合支所長。
- 忠類総合支所長（川瀬吉治） 1点目のスタッフが全員そろわなければならないのではないかという話ですけれども、先ほども申し上げていますが、管理業務の一部を第三者に委託するという部分で、そちらの会社にそういう資格のある方がいて業務を充足できればいいという判断をしております。  
今、投資した分なのかリスク分担のお話なのかちょっとはつきり分らないですけれども、ボイラーの投資ということであれば、それは町の予算で行っております。先ほど言った金額的に小さな1件30万円未満などは、一度公社で支払った後に精算するという方法をしております。
- 委員長（中橋友子） 地域振興課長。
- 地域振興課長（亀田貴仁） 先ほどのリスク分担の中で、設備の改修や備品の購入ということで、工事等で支出した部分を年度別にご説明いたします。  
（「ボイラー」の声あり）  
（「町が整備した費用」の声あり）
- 委員長（中橋友子） 幕別町が整備をしたお金、施設も含めての整備にかかったお金はどのぐらいですか。
- 地域振興課長（亀田貴仁） それは年度別ではなくて全部でいいのですか。  
（「はい」の声あり）
- 地域振興課長（亀田貴仁） リスクではないです。失礼しました。  
合計で申しますと、平成29年から令和3年度の途中になりますけれども、これまでの間で工事がかかってきている費用としましては2億6,000万円ほどになります。
- 委員長（中橋友子） リスク分担は分かるのですか。リスク分担は、どれだけしてきたか分かるのですか。
- 地域振興課長（亀田貴仁） リスク分担につきましては、毎年金額の幅はございますけれども、これまでの総額で2,180万円ほど、この4年間でかかってきております。  
以上です。
- 委員長（中橋友子） 野原委員。
- 委員（野原恵子） そうしますと、業務委託プラスリスク分担、それから工事の金額、これを合計したものがアルコ236の運営に関わって費用がかかってきたという押さえでよろしいのでしょうか。
- 委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。
- 忠類総合支所長（川瀬吉治） 先ほど町の予算で工事をしたり施設を改修した金額については、これは温泉施設は町の施設ですから、その維持管理であったり、補強というところであります。運営する中で細かな修繕等は予算ではなくて、現場でできる範囲で公社の

ほうで対応して後で精算をするという考え方ですから、委託をしたから工事をしなければならぬということではなくて、施設が経年劣化ですとかしているので設備投資をしなければならぬという金額が、先ほど課長が申し上げた金額になります。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○委員（野原恵子） そうしますと、指定管理以外に指定管理は管理の金額といたしまして、町で施設や何かを修繕しなければならぬ、そういう場合の費用は、これからも町の責任として施設の改修などをしていく、そういう押さえでよろしいのでしょうか。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 施設管理は、町の施設ですから、壊れてそのまま営業しないというような話ではないので、お客さんに、ホテルですから、ゴージャスといたしますか、楽しんでいただく施設として必要な改修ですとか工事は、それは誰が営業していても必要になってくると思いますので、それは運営主体が誰だか、どうなっているかいかんではないということです。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

○委員（野原恵子） 終わります。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、引き続き説明を求めたいと思います。

続いて、よろしいでしょうか。

地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） それでは、引き続き資料のご説明をさせていただきます。

資料の2ページ目にありました、4番の令和2年度株式会社忠類振興公社の販売費及び一般管理費の内訳をご説明いたしますので、別紙の6をご覧くださいと思います。

先日の全員協議会におきましてご説明させていただきました、令和2年度の株式会社忠類振興公社の決算に係る販売費及び一般管理費であります。

公社の経費面のご意見も出されておりましたので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

表の上からであります。

まず、給与賃金、法定福利費につきましては、道の駅に係る経費でありまして、指定管理者が現在の道の駅を運営するに当たって必要な経費となります。

次に、通信費16万2,364円ありますが、このうち1万3,123円、右側に太枠で囲っておりますけれども、この経費が公社の株主総会等に係る郵便料ということで、ここが公社特有の費用と考えております。

次に、修繕費から消耗品費までにつきましては、道の駅を運営するに当たっての費用となります。

次に、租税公課費11万2,400円、このうち10万8,400円ありますが、公社が所有します社宅の固定資産税や契約に伴います印紙代、これらが公社特有の費用と考えております。

次に、荷造運賃から広告宣伝費までであります。こちらにつきましては、道の駅を運

営するに当たっての必要な経費と考えております。

なお、このうち備考欄にあります道の駅コンサルティング料につきましては、アンビックス社への委託料であります。これを基に道の駅に社員を派遣し、現場の人件費となるものであります。

また、道の駅経理108万円もアンビックス社への委託料でありますけれども、これを基に経理事務の人件費に充てられるというふうに考えておりますことから、いずれも道の駅を運営するに当たって必要な経費と整理をしております。

次に、役員報酬36万円であります。

こちらは、専務に係る報酬でございますので、公社特有の費用となります。

次、支払手数料、環境衛生費であります。こちらは道の駅を運営するに当たっての費用です。

次、雑費であります。

雑費32万4,756円のうち、右側にあります30万7,574円は、公社の税務顧問料、また、官報への広告料でありますので、公社特有の費用となります。

次に、保険料は、道の駅を運営するに当たっての経費であります。

次、諸会費であります。

こちらのうち4万2,000円が公社特有の費用となっております。

続いて、会議費1万4,909円、減価償却費59万3,081円につきましても、いずれも公社特有の費用、会議につきましては総会や取締役会の会議、減価償却費につきましては社宅などに係ります減価償却費であります。

ご覧のように、今ご説明いたしました①番から⑦番までの費用が公社特有の費用となりまして、下にも記載しておりますとおり、合計で143万9,087円となります。

ここで、公社特有の収入としましても、社宅に係る家賃が見込まれますことから、これが30万円ありますので、この差額となります113万9,087円が公社特有の費用と考えられると思っております。

参考欄になりますけれども、先にお示しいたしました税引き前の当期純利益381万1,534円に今の差額の部分を合算いたしますと、ご覧のとおり495万621円となったところであります。

説明は、以上です。

○委員長（中橋友子） ただいまの説明に対する質問をお受けしたいと思っております。別紙6に関わっての質問をお受けいたします。

小川委員。

○委員（小川純文） この別紙6の中で、役員報酬として年間で36万円とあるのですがけれども、先ほどの管理者の中で、忠類振興公社の中の専務取締役ということで責任者を配置しているということでありましたけれども、年額で36万円という金額でございますので、本当にこれで責任を果たせる金額なのかというところと、この方におかれてはアンビックス社のほうからは給与的なものは支払われていないのか、そこら辺についてのご答弁をお願いしたいと思います。

- 委員長（中橋友子） 地域振興課長。
- 地域振興課長（亀田貴仁） この専務になる職員につきましては、アンビックス社の職員でありますので、アンビックスからも給料が支払われ、また、公社としての役割として、この役員報酬が支払われているというものであります。
- 委員長（中橋友子） 小川委員。
- 委員（小川純文） ということは、両方に籍を置いているということによろしいのですか。一応、出資者ではないけれども、執行役員という形で振興公社の専務さんになられているのかと思われまして、身分保障のほうはアンビックス社の社員という2つの立場を併用しているという現状ですか。確認です。
- 委員長（中橋友子） 地域振興課長。
- 地域振興課長（亀田貴仁） 今、委員からお話のあったように、立場としましては、まずはアンビックスの職員という立場があって、公社の事務を担っていただいていますので、そこに係る専務としての報酬を支払うものでありますので、立場としてはアンビックスの職員であります。
- 委員長（中橋友子） よろしいですか。  
千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） お聞きします。  
別紙の6、令和2年度の忠類振興公社の販売費及び一般管理費、これは分かります。それで、この資料というのは、今、忠類振興公社に指定管理で出していて、そして、そこから業務委託でアンビックスに委託していますよね。それが、もしですけれども、振興公社を通さないでアンビックスにストレートでダイレクトにやったら、このぐらいの差額が出るよということですよ。そう理解しました。  
それで、この業務委託料なのですからけれども、これは2年度というか、昨年度ですね。それはもう終わったことですからいいのですけれども、これ新しく、例えば今そういう仮定の下に積算するとして、この委託管理料の業務委託、道の駅経理は1か月9万円でしたか。その12か月が出ていましたよね。これはダイレクトに、例えばアンビックスにそれも含めて指定管理に出した場合この金額も、要するに指定管理で受けたところの経理業務ですよ。経理業務、税務申告だとかいろんな一連のものがあるのかもしれませんけれども、これも指定管理の中に含めて出さなければならぬものなのか。指定管理で、今、5か所ぐらいやっていますよね、このほかに4か所。NPOだとかいろいろ。
- 委員長（中橋友子） はい。
- 委員（千葉幹雄） その中身が私ちょっと分からないので聞くのですけれども、それらにも、その会社の中の経理に係る経費だとか、要するに税務申告だとか、そういうものに係るやつも、これは別で出しますよと出しているのですか。
- 委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。
- 忠類総合支所長（川瀬吉治） 多分、経理のお金は人件費で積算をするのだと思うのですよ。ですから、こちらの道の駅の経理を新たにしなければならぬということであれば、今の形でいくとアンビックスの中で人を雇ったり、パートさんもまた増やさなければなら

ないというような場面があるかと思うのですけれども、そういうことで人件費が行ったり来たりするので、委託が例えば直接になっても、この部分の経費は必要になってくるという判断をしております。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 仮定の話ですからこれ以上はあれですけれども、ただ、要するにこれ、半人分か3分の1人分ぐらいですよ。これ普通は企業というのは、トータルで受けた仕事の中でやりくりしながらやっていくのですよね。もし、この部分はこの部分としてかかるから、月に9万円、12か月分払うよというのは、私は、その業者にとってはありがたい、本当にありがたい親切な話だと思うのです。ただ、実際問題、受けた企業というのは、やっぱり経理部門があったり、要するに税務対策だとか全部あるわけですから、今現在営業しているわけですからね。だから、それは、今後の話ですからいいですけども、私はこの部分も浮いてくるのかなと。直接やることによってなんぼかでも、もっと言えば全額でもいいのかなと私は思っていますけれども、いずれにしても、そういう観点で私は思っていますので、私が思っているだけです。そう思って、もっと増えるのでないかなということをおもいました。

それと、さっきの、ほか4か所やっていますよね、指定管理。これに類すること、金を出しているのですか。これは経理にかかる人がいるから何ぼプラスするよということ、出しているのですかということ。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 指定管理は、例えば町がこの施設を運営したらどうだろうということで一回試算をするわけなのです。その金額を上限として指定管理の提案を頂いて決めるということで、業務量に応じて人間が何人いるですとかという計算をするということです。ですから、経理業務が全て、今のほかの指定管理者も経理業務は当然、税務申告や何かもありますし、給料計算しなければならぬところもあると思いますので、そういう事務員さんの人件費で積算をしているのだと思います。

ですから、枠立てて、会社が違うので別立てで説明をして委託していますけれども、会社は1つ、先ほど言ったように会社の中でいけば経理の方が、こっちの経理もやるし、あっちの経理もやるし、給料も計算するし、税金の支払いもするというようなことでやりますので、1人工あるのかとかパートで済むのかということで積算をしているというところですよ。

○委員長（中橋友子） 他の施設もということですか。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） そういうことなのです。他の施設も、経理ではなくて人件費として事務を積算して、その中で指定管理料を支払っているということです。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） それは経理ということではなくて、人件費の中に含めてということですよ。それだったら、これだって同じではないか。アンビックスだって同じではないですか。取り立ててこの部分として出す必要はないのでないのかということ。だから、直接やればその部分はもっと安くなるのでないかということをおもっているのだよ。

- 委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。
- 忠類総合支所長（川瀬吉治） 受けた中で分けて行ったり来たりすると、そういう考えですけれども、例えばその事務も全てであるとして指定管理を受けるという場合は、金額的に人件費を上積みして指定管理を受ける場合もあるかと思うのです。ですから、そのところなものですから、一概になしになるだろうということは、業務量や何かも全て見なければなりませんので、そこは全て9万円ではない、全部9万円がそうかということはあるかと思えますけれども、少し金額は変わるかもしれませんが、積算については人件費で積算しますので、そこは後で分けて経理をするとすると、その分、例えば半分の時間をこちらに使うというような考え方になると思います。
- 委員長（中橋友子） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） あの分だこの分だと分けたら効率もよくないから、人件費として、その中で経理をやる人もいるかもしれないし、ほかの業務をやる、トータルとしてということですよ。今の指定管理、ほかの指定管理もそうだと思います。だから、それで僕はいいのだろうと思うのです。だから、取り立ててこの部分として出すと、効率が悪いでしょうということ。出すほうにとってだよ。
- （発言の声あり）
- 委員（千葉幹雄） これはまた話もあれだから。
- 委員長（中橋友子） いいですよ。
- 委員（千葉幹雄） 僕は、どう見てもこの部分、ここだけこの部分を別に、ほかにも経理担当者あるいは税務申告するために会計士だとか、そういう経費を見ているのだというのだったらいいけれども、ほかは出さないで、これだけ別に経理として別立てで見るということはどうなのかということ。だから、ほかにも一緒にしていいのだったら、1人分の中で、要するに経理もやる、総務もやる、何もやるという人で1人工だよ、例えばの話。そうやって出しているのだと思うの。それだったら、同じように出したらどうですかということ。
- 委員長（中橋友子） 副町長。
- 副町長（伊藤博明） これは、今から言いますと、4年、5年ではないのですが、実際に忠類振興公社が指定管理者となって業務を始めるに当たっては、アンビックス社との連携の下に町に対して企画提案、収支計画も出しております。実際には、ぎりぎりまで忠類振興公社として社員を1名抱えてやるという考え方でございましたので、コンサルティング料の中に当初から、今、千葉委員おっしゃるように、それらも含めてコンサルティング料でもよかったのですが、コンサルティング料の相手方との合意の後に事務を担う職員が急遽確保できなくなったものですから、その分を今期にあっては別立てで見たということです。
- ですから、本来は、今まで、千葉委員おっしゃるように、最初からコンサルティング料の中に入れて、言ってみれば総務的な経費、ゼネラルな経費として見れば、特別外出ししなくてもいいというものであります。
- 委員長（中橋友子） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 今年度で終わるから、4年前の、そこはいいのです、そこは僕らも了

として認めたのですから。ただ、今後、来年度からの話をしている。そういうような考え  
方だったら、当然ここに切り込んでこなければならぬ話でしょう。それを言っているの。  
総合支所長もなんぼになるか分かりませんが、あやふやな話ししていたけれども、  
要するに、この113万9,000円、差額かい。これになんぼかでもここを削ってプラスしてく  
るのが普通でないかいと、ほかのいろんなやり方から見て、指定管理の在り方から見て、  
それを言っているの。ここ削っていないからね。だから、ここは減らないのかいと言っ  
ているの。

○委員長（中橋友子） いかがですか。

忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） これは2年の決算の内訳の中での説明でありますので、こ  
の後の話はここにはないですから、そこは分かりましたといいますか、ご意見を伺いまし  
た。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） それでいいの。ただ、来年度から、もしもの場合ですけれども、ダイ  
レクトでやったらこれだけ違いますよという金額が出ているのだから、当然そこに切り込  
んでこないと駄目だよということを言っているのだよ。

以上。

○委員長（中橋友子） どうですか。

（「いいよ、それ」の声あり）

○委員長（中橋友子） いいですか。

○委員（千葉幹雄） 今、大体分かりましたので、副町長の答弁でも。恐らくこれから精査  
していけば、そういったことも出てくるのだろうというふうに、ここに数字、具体的に書  
いてあるから、ここは変わらないのかなという理解をしたものだから聞いたのです。

以上。

○委員長（中橋友子） 答弁は要らないということでもありますので、ほかに質問のある方、  
資料別紙6に関わってお受けしたいと思います。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 審査の途中ではありますが、時間が経過しましたので、押してはいま  
すけれども、ここで若干休憩を取りたいと思います。よろしいですか。では、10分間の休  
憩、11時40分再開といたします。休憩に入ります。

11:31 休憩

11:40 再開

○委員長（中橋友子） それでは、休憩を解いて再開いたします。

引き続き、資料の説明を求めます。

別紙7からについて。

地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 資料のご説明をいたします。資料の5番目、指定管理者の指定手続等に関するスケジュールであります。別紙の7をご覧いただきたいと思っております。

令和3年度指定管理者の指定手続に関するスケジュールの案であります。現時点の想定でありますけれども、まずはじめに、第1回目に行います選定委員会を7月26日に開催をしたいと考えております。ここで公募要項、審査項目等を決定してまいります。

次に、2番目にありますように、公募要項の配布の開始を7月29日から行いたいと考えております。応募の受付期間としましては、公募の開始であります7月29日からおおむね1か月間ということで、8月27日まで。そして、4番目にありますように、この間に公募要項の説明会及び施設の見学会を8月11日に開催いたしまして、第2回の選定委員会は9月2日に開催したいと考えております。ここでは、資格審査、書類審査、そしてプレゼンテーションを受けまして、評価審査を行い、候補者を選定したいと考えております。

翌日には、候補者の公表を行いまして、7番にありますように、指定管理者の指定の議案の提案につきましては、令和3年9月中旬予定としておりますが、第3回定例会の会期中のできるだけ早い段階でご提案をさせていただきたいと思っております。

そして、8番目でありますけれども、議決を頂いた後、協定等の締結を経まして、指定管理者による業務を令和4年4月1日から開始したいと考えております。

以下、下段にありますものは、28年に行った際のスケジュールを参考までに載せております。

次に、別紙の8を引き続きご説明させていただきたいと思っております。

別紙の8は、株式会社忠類振興公社の会社概要であります。まず、1番目の株式であります。ご覧のとおり発行済額は890株、4,450万円であります。（1）番、昭和63年6月に地域住民64名の出資によりまして、忠類観光物産株式会社を設立しております。平成5年12月には、忠類村からの出資を受けまして、併せて忠類振興公社に社名の変更をしております。そして、（3）（4）にありますように、平成18年と27年に増資を得まして、現在の資本金となっております。このうち町の出資分としましては2,500万円、その占める割合は56.2%であります。令和3年6月現在の株主の総数は、71名であります。

次に、2の取締役は6名、3の監査役は2名となっております。

4番の事業実績であります（1）番の道の駅忠類であります。63年の8月、道の駅の前身でありました忠類村レストラン兼特産物販売センターのオープン時から施設の運営を開始いたしまして、平成7年4月忠類物産センターの管理運営を受託しております。平成18年の4月からは、忠類物産センターの指定管理者を受託しております。平成19年の4月に現在の道の駅の施設、いわゆる新施設の供用が開始となりましたことから、平成19年4月、そして24年4月、29年4月とそれぞれ指定管理者を受託してきたところであります。

次に、（2）番のアルコ236であります。本施設は平成6年8月のオープン時から、公社は管理運営を受託しております。平成18年4月から道の駅とアルコ236の2施設の一体管理ということで行うこととしておりますことから、今ご説明しました道の駅と同様となりますことから説明は省略させていただきます。

資料の説明は以上となります。

- 委員長（中橋友子） それでは、別紙7、8についての質問をお受けしたいと思います。  
質問ございませんか。  
野原委員。
- 委員（野原恵子） 7番、8番、説明を受けたのですけれども、私はこの忠類の振興公社の在り方というところでは、今、概要の説明を聞きました。観光物産からスタートして33年たちます。振興公社として28年ですか。この間、忠類の振興を目的としてつくられた振興公社だと思います。この間、この年数がたつうちに、地域の状況ですとか、社会の変化などもずっと変化してきております。そういう中で、忠類の振興公社の果たす役割として、今回はアルコと道の駅の指定管理者の役割になってきたのですけれども、今、忠類の地域の方々の福祉の向上ですとか、そういうことを考えますと、その忠類の振興公社を見直す時期に来ているのではないかと、このように思います。確かにこの温泉業務、地域の方から数年前にお話を聞いたときには、温泉は地域の方々は大変、公衆温泉という、そういう立場からも温泉はなくしてほしくないのだという、そういう方が多数でした。そういう役割を担っているというふうには思いますけれども、ほかの宿泊施設の運営ですとか、道の駅の運営ですとか、そういう中でもう一度見直していく、住民の立場に立って見直していく時期に来ているのではないかと、その点について伺いたいと思います。
- 委員長（中橋友子） 町長。
- 町長（飯田晴義） 忠類振興公社の見直しということでありまして、これは歴史的なことは、もう私も何回もお話ししているわけでありまして、地域振興のために中核的な役割を果たしてきたことは、これ誰もが認めるところであります。ただ前回というか、今の指定管理のときから、この間から指摘を受けておりますように、会社としての実体に乏しい中で経営をせざるを得ない大部分の業務というものを、アンビックス社に委託をして運営をしてきているということでありまして。  
私ども一番肝腎なのは、どこが運営するかということももちろん大事なのですが、やはり忠類というのは、観光と農業を振興させて地域の活性化を進めていく地域でありますから、その観光振興の核となるアルコであったり、道の駅あるいはスキー場、あの周辺の観光資源、これをしっかりと維持していくこと、それを運営していくことが大事でありますので、そこを守ることであります。ですから、今、在り方というお話がありました。その施設をしっかりと生かして、地域の振興を図っていくことが一番大事でありますので、この特別委員会でどういう結論が得られるかというのは、私は非常に重く受け止めさせていただいて、その中で公社の在り方を考えざるを得ないということになれば、考えさせていただきたいなというふうに思っております。
- 委員長（中橋友子） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 今、町長から答弁を頂きました。忠類の観光と農業、そういうことを忠類地域の振興に役立てていきたい、そういう考え方は本当に地域の生きていくところでは大事なことだと思いますけれども、本当に地域の住民の方々にそういう担っていただくことであれば、その振興公社の中で社長の交代ということもありましたけれども、そういう中では振興公社の中で住民の力を借りる、そういう努力がもっと必要ではなかつ

たのではないか、その点も踏まえて、やっぱり公社の在り方というのをもっと考えていく、手だてを取っていく、そういうことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（中橋友子） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと非常に漠然として答えが難しいわけなんですけれども、忠類振興公社というのは、物産センターから始まりまして、アルコができたときにはアルコも含めて公の施設の管理委託、そして指定管理者制度ができた後に指定管理者としてあの施設を運営していただいているわけでありまして。ただ、やはりそこには決定的に欠けるものというのは、ノウハウがやはりないということだったんだろうと、過去を振り返るとそういうことになるのだろうというふうに思います。そういう中で、今は一番ノウハウのある会社に対して、会社からの支援を頂きながらあの施設の管理運営をしているというのが実態であります。

では、町は地域で起きた会社なので、地域の人材を最大限活用してこなかったのかどうかと言われますと、これはもうまさしく活用してきたつもりでありまして、初代の杉本社長から2代目が真木社長、中村社長、川瀬社長でしょうかね、そういう変遷をたどっておりますけれども、1代目、2代目、3代目までは、地域で何とか会社を盛り上げてほしいということでやってきましたし、もちろん取締役につきましても、地域の人材を最大限に中に入っていて会社を盛り上げていただいた、そういう経過を歩んできたつもりでありますので、今後もしもできることならば、地域の方に社長になっていただくということがベストでありましょうけれども、これは今の伊藤社長、その前の川瀬社長のときから、誰もなり手がいなかったということが実態でありますので、そこは引き続き、この会社が存続するとするならば、地域の人材を活用して会社を運営するというのが当然のことだと思っております。

○委員長（中橋友子） ほかにありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） この忠類振興公社の指定管理の在り方の中で、前回、平成28年に特別委員会を設置し、やりました。そのときの中心的な議論は、初めて忠類振興公社が指定管理1,200万円でやっていたものを3,000万円にこれを上げると、その業務委託としてアンビックス社が上がってきたと。それが議論の中心でありました。特別委員会を何回もやったわけですが、その中でも、中心的な議論は、いかに住民、町民の意見は、その3,000万円という根拠を町民に説明するか。5年間の中でどのような指定管理料になっていくか、3,000万円、3,000万円、2,900万円と下げていくと。

もう一つは、債務超過に陥っていた部分でありまして、それを超過の4,500万円の借入金を振興公社に年度初めにやって、年度末に返してもらおうと。その意味は、要するに債務超過ですから、手元に現金がないと。その中でも、運転資金も含めてこれをやっていくのだと。町の説明の中では、ある程度5年、6年、7年となったら、その貸付金は2,500万円なりだんだんと下がっていくよと。長期借入金が、信金、政策金融公庫にありましたから、それで利子の負担を軽減していくと、そういう話でした。それで、それを議会として可決して、町からの説明では、5年で債務超過を何とかなくしていきたいと。10年スパンで返

してもらって、それから積み上げていくという説明だったと思います。それを議会の特別委員会として了承した格好になりました。

計画どおりというか、このコロナ禍の中でも、ホテル業界が大変苦勞している中でも3期連続黒字ということで報道等では言われたところでもあります。大変アンビックスのコンサルティングの力というか、ホテルの専門家としてのやり方でそういうふうな格好になってきたと、そういうふうに思っております。

前回、特別委員会をやった中で、私が見ているところでは失敗はしていないわけ。割と計画的にやっていると。議論の中で取締役、その職員の存在がないのではないかという先ほどの意見もありましたけれども、私はそれを含めた中で了承した格好だと思えます。だから、振興公社の地域に果たす役割というふうなことで、先ほどありましたけれども、やはり今回のさっきの8番目の振興公社の経緯ですよね。物産センターから忠類振興公社に移ってきた歴史。住民が株主となって出資した経緯。71名の出資者がいるのですけれども、その投資というか、その見返りを求める普通の株主とは違って、やはり自分たちの会社を自分たちで盛り上げようと。アルコを核として、何とか観光で地域振興をしていこうという思いの中でやっている振興公社です。取締役6名、監査役2名いますけれども、それは3か月に1遍役員会をやっているというふうに聞いていますし、アンビックスのその業務に関して、アンビックスから今度は、今月は3か月の中でどういうふうにやりますよということの説明を聞いて、副町長が社長ですから、町と役員とでチェックしながらやっていくと、そういう体制でやっています。そして、やはり地域住民を巻き込んで道の駅でイベントをやったり、アルコでナウマンぞうり卓球大会、住民を巻き込んでのイベントもやっているわけです。

余り長くなりますけれども、振興公社の存在意義というのは、やはり住民の観光の忠類の核であって、それをなくしてしまうということは、もう地域振興の旗印がなくなるということだと私は思っています。前回の特別委員会で10年スパンという中でやっていくということでしたので、ぜひまたそういう形で私はやっていただきたい、それが忠類の思いだと思っています。

○委員長（中橋友子） 質問に対するというか、答弁はよろしいですか。

○委員（藤谷謹至） 何かあれば。

○委員長（中橋友子） 思いに対することでありますから、もしお答えしていただくことがあれば、発言してください。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先の第2回定例会の予算審議の中で、私は、くしくもというか、まさしく藤谷委員のおっしゃったことを、私はそういう答弁をさせていただいたというふうに思っております。ですから、その思いは私も同じであると。ですから、これは4年前に、10年スパンの中で、まずは5年間の中で超過債務を解消し、その後、後の5年において、幾らかでも株主に還元できる、借金を少なくしていこうと、そういう思いを述べさせていただき、認めていただいたということは、これ事実であろうというふうに思っております。

ただ、今5年たって、ようやく超過債務については、恐らく令和3年度の決算によって、

今、累積300万円ちょっとですので解消できるかなというところまでこぎ着けてきましたので、会社を例えば清算したら株主からお金をさらにもらうとか、そういう事態は避けられるというふうに思っております。ただ、今やはり議論になっているのは、地域振興に果たしてきた役割はもちろんこれは認めますし、本当に感謝を申し上げたい。ただ、会社があること、ないことによって、地域振興が失われるかどうかというのは、ちょっと私は考えを異にしまして、施設が残ることが地域振興だというふうに私は思っています。それは最低限は絶対死守しなければならない部分であって、その施設が多くの方に利用されることが一番大切であって、そこをやっぱり注視しなければならない、一番重要視しなければならないというふうに思っております。現に今の運営については、確かに取締役は地域の方に入っていていただいておりますけれども、実際の運営はあらかじめアンビックスからアドバイスによって運営されている。実態については、アンビックスが運営しているに近い形でありますので、そこはちょっと藤谷委員がおっしゃっているのとは、私は意見を異にします。ただ、本当に今までしっかりと地域振興、地域を盛り上げてくれた株主の方、忠類振興公社には感謝を申し上げたい。

ただ、今、議論になっているのは、そういうことではなくて、私もそういう思いでいましたけれども、やはり実体のないような会社に指定管理をすることはどうなのだということが、今議論としてなっておりますので、そこは4年前にそういうことが分かりつつも、何とかご理解を頂いてスタートしましたけれども、それをいつまで維持していくのだと、この形を維持していくのだということが今議論になっておりますので、そこは特別委員会の議論を私も見定めて、次の指定管理をどうしていくかについては、考えたいというふうに思います。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 私は先ほどから、今誰も手を挙げなかったから発言なのですがけれども、私は以前から指定管理の在り方としては、やはり実質運営をしている企業なり、団体も含めてそうですけれども、そういったところに直接、指定管理者として出すのが本来のあるべき姿でないかというふうに思ってきました。

そこで、多くの町民は、少ない予算で最大の効果を上げていくという大義があるわけですから、そう考えると、多くの町民はそれを理解をしてくれるのだろうというふうに。要するになるべく経費をかけないで最大の効果を上げていくという見地に立ったときに、町長も前からおっしゃっていましたが、実体のない会社をくぐらすことによって、町民の負担がそこに増えてくるということはあるべき姿ではないという意味で、そういった意味で、私はそう思っております。

ただ一方、やっぱり忠類の住民、あるいはまた株主にとって、仮定の話ですけれども、今後どうなっていくのかという不安もあるのだろうというふうに思うのですよね。そこで、忠類振興公社ですけれども、アルコという建物ですとか、そういう施設は残るわけですから、それはいいと思うのですけれども、ただ忠類振興公社という会社が七十数名の株主がいて、いろいろと関わっている方もいらっしゃるのだろうと思うのですよね。もしもの場

合ですけれども、今議論されているような形になったときに、果たして忠類振興公社はどうなっていくのかという不安があるのだらうと思うのです。それで、町長、今の段階ですから、言えること言えないことあると思うんですけれども、もしそうなったときには、忠類振興公社の在り方というのでしょうか、最大の町は株主ですから、6割持っているわけですから、これはやはり株式会社としては、最大株主の意向というのは強く反映されていくのだらうと思うのです、今後の在り方ですね。そんなことで、今現在、言える範疇で結構ですけれども、どのようにその辺は思われているのか、発言があればお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（中橋友子） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ会社のことであります。町は56%持っている大株主でありますけれども、やはり会社の中でどうするかということの議論が一番最初であらうというふうに思います。ただ、現況を考えてみますと、忠類振興公社というのは、財産を持って事業展開をしている会社ではありません。つまりこのアルコ・道の駅を運営をする会社。財産を持っているのは社宅ぐらいでしょうか。そういう会社でありますので、仮に先ほど来、議論されている忠類振興公社を経由しないで、どっかに指定管理するというふうになったら、この管理業務の仕事を失うわけで、しかも財産も持っていないので、他の運営事業を見つけるか、あるいはそこで事業を停止するかという、どちらかの二択になるのかなというふうに思っております。これは想像というか、私が考えられる中での二択になるだらうというふうに思っております。最終的には、取締役会、会社のほうでの議論がどうなっていくかによって、町ができることがその中であれば、そこは支援をしなければならぬ場面も出てくるのかなというふうに思います。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 今回は、公募に基づいてされるということでお話があったのだと確認をさせていただきたいと思うわけです。公募に当たりましては、日程的なこととお示しいただいたのですけれども、9月の議会までに、ほぼ仕上げたいというふうな理事者の意向が示されたところでありまして。それから、来年の4月までというふうな期間を取られたと。9月までというふうな形で、一応出された経緯、そういうところをひとつ説明いただきたいなと思います。

2点目は、これは公募になりましたら丁寧な公募をしていただいて、あと選定をされるわけですね。その選定基準というのがあって、その選定基準にのっとって公正、公平、透明性を持って選定をされるというふうなことだと、この場で確認をさせていただきたいと思うわけでありまして。当然ですけれども。

そのところで、別紙5のところに選定基準というのが示されてありまして、その1から4までは皆あるのですけれども、5のところに、地域の活性化に根差し、地域特性を考慮した運営が期待できることと、その基準が示されてあります。先ほど来、各委員のお話を聞かせていただいております。やはり地域の住民がやっぱり協力をして、そして今のアルコなり道の駅の形を何とか業者の協力も得ながら仕上げてきたのだらうということは、

やっぱり大変その辺は評価をしていかなければならないのだろう。ただ、会社の力で会社が利益を上げていったということ以外に、やはりボランティアの方もいらっしゃいますが、献身的に地域の方々が振興のためにアルコを大事にし、道の駅を大事にし、そしてボランティアでもって多くの方々がいろんな行事の参画をしながら盛り上げてきたということは、やっぱり私はその辺のところは、忠類の地域の特性としてやっぱりきちっと理解をした上で、その選定についてもやっぱり配慮していかないとならないことがあるだろうと。やはりその地域の協力が得られない会社で、幾ら成績がよくて、そしてやり方がよくても、地域の協力を得られない形であれば、それはまた恐らく難しいことになるのではないのかというふうなことを、先ほど来、話を聞かせていただいております、この選定基準を見たときに、このところもひとつ大切なところになるのではないのかなと。その辺の2つのことについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○委員長（中橋友子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 1点目の日程でありますけれども、9月に事業者を決定して、その後4月まで営業を開始する中で、従業員を雇用したりですとかという体制を整えていただくまでの期間が半年必要ではないかということで、9月にとという考え方で示しております。

もう一点目の先ほどの地域の活性化に根差しとありますけれども、それはこちらに掲げてありますので、それは本当に尊重していきたいというふうには考えてはおりますけれども、参入していただけるホテルであれば、地域に愛されなければ運営できませんので、いろいろな会社についても、地域に愛される活動はしていただけるものと考えております。

○委員長（中橋友子） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 選定基準については、これ前回もお示しをしておりますので、このとおりいくということは考えていただきたくない。というのは、今回の議会の行方によっては、方向性によっては、大きく変わってくることも考えられますので、これはあくまでも前回の選定の上での基準であるという、そういう押さえでいていただきたいなというふうに思います。

それと、スケジュールについても、時間的余裕を持たなければならないということから持ったわけなんですけど、ただ、かなりタイトな日程になっておりますので、これは一度方向性が変わるとなれば、仕切り直しの時間も必要になってきますので、そこはこれよりも遅れることも考えられるかなというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） なければ、全体を通して、今は資料の最後の質問でありましたが、全体を通しての質問、意見等ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） よろしいでしょうか。終われば、ここで説明員の方には退席をしていただくのですが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（中橋友子） はい、分かりました。  
それでは、以上を持って質疑を閉じたいと思います。  
説明員の皆さん、大変ご苦勞さまでした。
- 委員長（中橋友子） 暫時休憩といたします。

12:13 休憩

(12:13 説明員退席)

12:14 再開

- 委員長（中橋友子） それでは、休憩を解いて再開いたします。  
これからは、指定管理の在り方について今の質疑等も含めて、各委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。ご意見についてご発言を頂きたいと思います。ありませんか。  
質疑の中でも、質問に限らず意見も含めてご発言も頂いてきております。それも委員会としては、しっかりと受け止めていきたいと思います。今まで出された質問、意見のほかにありますらお受けしたいと思います。よろしいですか。ありませんね。  
若山委員。
- 委員（若山和幸） 今日の説明と質疑を聞かせていただきまして、それから4年前の特別委員会のお話も記憶させていただいている中で、今日の委員会は忠類振興公社をどうするかという1点と、それから指定管理をどういう明快な形で進めていくかという2点だと思うのですが、それが何か一緒の中で話が進められていくように私は感じるんです。やっぱりその中身はよく整理して、指定管理の在り方というのと、忠類振興公社のこれからの在り方というのを検討していくべきではないかなと、私は思うのですが、先ほど来の質疑でも両方の意見が入り交じっている。それではなかなか検討ということにならないのではないかなと、私は思って聞いておりました。ですので、先ほど来の質疑を聞いても、2つの点に問題になっていましたので、その点を検討、何といたらいいんでしょうか、2点についてしっかり明快に進めていっていただきたいなと思います。
- 委員長（中橋友子） 委員長といたしましては、この特別委員会の設置に当たりましては、さきの6月定例議会の本会議におきまして、次のアルコ236に関わる指定に当たっての選考委員会を設けるための補正予算が出されまして、そのときに各議員の皆さんから、それに対する疑義も含めて意見が出されました。それを受けて今日のこの特別委員会につながっているところであります。したがって、当然、今、若山委員がご指摘されるように、忠類振興公社そのものがどうなのか、そしてそのことが今後の指定管理の在り方について、それはその方向でいいのかどうかと、当然つながってくる内容になってきております。したがって、これを指定管理の在り方の特別委員会でありまして、最終的な方向性としては、その問題に着地点を置かなければならないと思いますが、議論の過程の中では、当然、生じた疑義に対して明らかにしていけないと、着地も見つからないということでもありますので、混同するような形というご指定を頂きましたけれども、そういう思いを持っ

て進めてきたところであります。

したがいまして、質疑が終われば、今度はまとめに入っていくわけではありますが、その中では、ご心配いただくような不明瞭なところはなくしながら、きちっと皆さんの総意が盛り込まれる方向にまとめていかなければならないのだろうというふうに思います。質疑の在り方については、そういう思いでやってまいりました。もしこのことに対してご意見がありましたら、出していただきたいと思います。

谷口委員。

- 委員（谷口和弥） この特別委員会の役割ということで、確認の意味も込めてお話しさせていただきましても、この特別委員会の目的は、この委員会の名前のとおり指定管理の在り方がどうあるかということなわけですから、問題点は極めてシンプルなんだと思うのです。さきの定例会で提案された指定管理の選考委員会があると。それに当たってどういう基準でもって、次のアルコ236・道の駅の選考をしていくかということであって、忠類振興公社に対してはいろいろな歴史的な経過や、それから幕別町内にある法人のことですから、いろいろ配慮しなければならないことがあるとしても、そのことはどうあるかということは、それは議会で決めることではなくて、株主総会で方向性を決める中身だと思うものですから、そのことは切り離していいのではないかなというふうに考えています。これは私の意見です。

具体的なこの委員会の役割ということで、さきに私がお話ししたことで言うと、今日出された資料で言うと、別紙の5、選考基準、これ前回のものということでした。この基準が今回も当てはめていいのかと、町長の答弁にあったように、この特別委員会の議論によって変わってくる中身だということをおっしゃっていました。そのとおりなのだと思うのです。この基準がどうなるかということが1つと、それから別なもので示したこのスケジュール、町長もかなりタイトな日程であると、今回、前回と違って公募になったことによって、これ大体3か月、定例会1回分早いんですね。この日程で決めていくということを、この委員会が確認することが役割なのかなと、そんな思いで、そういうことがこの委員会の役割なのでないかなというふうに感じて、そういったことで議論に参加したいと思っているのですけれども。意見です。

- 委員長（中橋友子） ほかに意見ございませんか。

千葉委員。

- 委員（千葉幹雄） 私も谷口委員と同じような考えなのですけれども、やはりこの特別委員会は、この表題ありますよね、指定管理の在り方について。たまたま今、中身はアルコのことなのですけれども、あくまでもこれですから、この今の在り方がいいのかどうかということが一番大事だと思う。そして、若山委員が心配されていた公社の問題、これは私はまた別次元の話で、忠類の振興策としてどうしていくのかと、どうしていくべきなのか。そしてその中であって、公社の果たしてきた役割、あるいはまたこれからの果たしてもらった役割、そういった議論を別次元の話でしないと、これ一緒にしちゃうと本当にややこしい話。忠類振興公社をこれからもっともっと頑張ってもらわなければならないということをいうと、この指定管理の在り方がどうなのかというか、今どうすべきかということが、

またこれかぶってくる部分があるから、だからそこは割り切ってというか、分けて考えて、今アルコの指定管理の在り方だけで、そしてまた違う次元で忠類の振興策、その会社も含めて、これは違う場面で議論すべきでないかなというふうに思うのですよね、私は。

それと、私の受け止めなのですけれども、先ほど谷口委員からもお話ありました選定基準ですよね。これ議会の結論によっては流動的な部分あるのだろうと思うのです。理事者の考えあるのだろうと、そこは分かりませんよ、分かりませんが、やっぱりそれによって動く可能性があるから、今これコンプライトしないほうが、いろんな意味でね。だから、我々の委員会の結論が出て、それを理事者がどう受け止めて、どういう方向に持っていこうとするか。それに合わせたような中身を変えなければなりませんよね、選定基準。だから、そういうこともあると思いますので、今現在としては、その選定基準、また違う場面でやり取りすれば、方向性が見えた時点でやり取りすればいいのかなという気はするのですけどね。理事者の方向性。

○委員長（中橋友子） ほかにどうでしょうか。

芳滝議員。

○委員（芳滝 仁） 選定基準の問題で私は質問させてもらったのですけれども、そこが鍵になるわけですね。公募して選定するわけですから、だからその選定基準が今後の指定管理についての鍵になると、そこだと思っております。恐らく町長がそのまま進めていく、補正予算を出して賛成でそのままいくのであったら、今のこの選定基準でいく方向だったのだろうと思います。一応、選定基準が出されたから、私はそれでいくのだろうと思って質問したら、違うのだと。その状況が変わったら、選定基準も変えるんだと。だから、なかなか選定基準をきちっと出さない限り、こちらから選定基準を示していくという話にもならないですよね。向こうが受け取って向こうで選定基準を定めているわけですから。だから、その辺の持っていく方をどうしていくのか。概要で報告していくのか、議論をされたことをまとめて報告していくのか、これ時間がないものですから、その辺のことについてちょっと議論していただけたらなと思います。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 休憩を求めます。休憩。

○委員長（中橋友子） 審議のためにですか。

○委員（千葉幹雄） 議事進行です。

○委員長（中橋友子） 議事進行のために、若干休憩をいたします。

12：26 休憩

12：54 再開

○委員長（中橋友子） それでは、休憩を解いて再開いたします。

既に皆さんの中からこの指定管理の在り方については、質疑の中ではありましたけれども、たくさんの意見を出していただくことができました。それで、その中身につきましては、委員長、副委員長で整理させていただきまして、まとめの報告。

すみません。少しちょっと軌道修正させていただきます。

皆さんの意見をお伺いして、まとめに入りますという、そのまとめの中身について、再度意見を出していただいたほうが、間違いのないまとめになっていくだろう。つまり方向性がきちっと見えるだろうというふうに、今、事務局からアドバイスいただきまして、そういう形を取りたいのですけれども、いいですか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（中橋友子） では、改めて今までの議論を通して幕別町の指定管理の在り方についてご意見を出していただきたいと思います。それをまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

もっと言えば、例えば実体のない会社に出すことがどうなのだというようなことも出ておりますね。そういうこともきちっと盛り込んで報告書つくっていかなければならないと思うのですけれども、先ほど皆さんの出していただいた意見だけで、まとめてしまってよろしいでしょうか。いろんな立場から、藤谷委員からも意見を頂きましたし、そういうことも含めて、いわゆる議会としての方向性ということで、意見はあれ以上はないのですけれども。

- 委員長（中橋友子） ちょっと暫時休憩させていただきます。

12:57 休憩

12:59 再開

- 委員長（中橋友子） それでは、休憩を解いて再開いたします。

千葉委員。

- 委員（千葉幹雄） いろんな議論がありました。それで、今の現在のアルコの話ですけれども、実体のないような会社に町が指定管理に出して、そして全面的にアンビックスに業務委託をしていると、こういう現在の形ですよね。それで、いろんな委員から、その指定管理の在り方について、どこの会社名は別にして、実質、事業を行っている会社に直接それは出すべきだと。要するに実体のない会社を通すべきでないということをいっているのですよね。そうすることによって、指定管理料も安くなり、町民の血税もそこで無駄に使われなくても済むと。ですから、今後については、今の在り方、これを見直すべきでないかという意見だというふうに、私は理解していますけれども、皆さんの気持ちというか、付け足すところがあれば、お願いをしたいというふうに思います。

- 委員長（中橋友子） ただいま千葉委員から議会のこの委員会のまとめとして提案がございました。さらに、皆さん、意見ございますか。ほかの意見もございますか。今の内容で、それ全てということではありませんが、文書は作成しますけれども、柱としては、今、千葉委員が発言いただいた中身でよろしいでしょうか。

芳滝委員。

- 委員（芳滝 仁） 指定管理の在り方についての議論だと思うんです。そのアルコのことに関係していますけれども、やはり条例があるわけですから、主としては重視するような形

で進めてもらうような、千葉委員がおっしゃったようなことも含めて、それを出していく。その具体的な会社のことだとか、そういうこともあるのだろうけれども、基本的には指定管理をしていく基礎の基本のところのやはり押さえをやっぱりした上で出していないと、なかなか説得力ないのではないのかというふうな気がするのですけれども。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 今、芳滝委員の発言、もちろん異議はありません。ただ、これ法的なこととか、要するに条例違反だとか、基準違反だとかということになっていくと、ここ読んだら分かると思いますけれども、最後に町長が認める場合は、その限りでないと逃げているのですよね。だから、これを盾におかしいのではないかということにはならないのだろうと思うのだよな。一番下、全部見たら分かると思いますけれども、町長が認める場合はその限り、言葉はちょっと違いますけれども。ですから、これを盾には攻められないと思うのです。ただ、実体として、こういう形がどうなのだとということしかないと思うのです。実体としてということは、さっき話あったように、実体のない会社に1回出して、そこからさらに業務委託を全面的にやっている形が、町民に理解を得られるのかというぐらいだと思うのだよな。その法的に条例をもってとか、基準をもってこれをやっても、最後にちゃんと逃げるんだよな。

○委員長（中橋友子） 文書につきましては、ご意見を頂いたものを、事務局の力も借りて、委員長、副委員長で十分精査させていただきたいと思うのですけれども、条例のことを引用するとするならば、その一番最初のその他町長が認めるときということがあるから、明らかに条例違反だということは、全面的には出せないと思うのですが、しかし、その中で条例から発して、要綱も含めて、かなり再委託の禁止という文言が実際に出てきているということになれば、こういった町が出した資料に照らしても、整合性がないというような指摘はできるのではないかというふうに思います。その程度だったら、どうでしょうか。

○委員（千葉幹雄） それでいいと思います。主たるものの再委託は駄目だと書いてあるから、そこは完全に駄目だよな、アウトだよな。ただ一番最後に、町長が認めるときは、その限りでないとということで逃げているから、だから確かにその整合性が問われるところなのだけれども、その最後の文面がやっぱり免罪符というか。

○委員長（中橋友子） そうですね。

○委員（千葉幹雄） いや、そこは指摘したらいいと思います。それはあってもなくても、一番下の文言があってもなくても、一番大事なところでそう定めているわけだから、そこはきちっと遵守すべきだと、芳滝委員が言うように、ただ、それは指摘に値はすると思うけれども、違反だということにはならないということだね。

○委員長（中橋友子） それはそうですね。そういう意見ではないですものね。基準に照らしなさいということで、柱から余り外れては駄目よということだと思います。

それでは、大変時間かかりましたけれども、今、千葉委員、芳滝委員からご発言ありました、その内容で委員長、副委員長でまとめをさせていただきたいと、このように思います。その上で、まとめの文書ができましたら、各会派の皆さん、代表の皆さんにお届けして、その中身を確認をしていただく。ご意見があれば、さらにそこに付け加えていただく

ということをお願いをし、その上で最終仕上げというふうに持っていきたいと思います。そういう形で報告書をまとめたいと思います。

もう一つなのですけれども、議論がありましたように、この特別委員会をいつまで開催していくかということについて、ご意見ありましたらちょっと出していただけませんか。

谷口委員。

- 委員（谷口和弥） 私は、この特別委員会の役割というのは、何回も申し上げているとおり、選考基準に関わるところまでが役割だと思うものだから、一旦それで閉じていいのだと思うのです。この先、スケジュールの中で、また指定管理の選考が済んで、また次の9月議会では、指定管理者としてここを指定したいということの提案が町からされる。そのときにまた議員として、その賛否に対して当然加わるだけで、そのこのところでまた意見を述べるということが出来るものだから、私はそれはそれで対応すべきだから、一旦ここで結論が出たら、町長に対しての提言ができたならば、それは解散していい中身でないかなというふうに感じています。

以上です。

- 委員長（中橋友子） ほかにご意見ございませんか。

報告書を確認し、理事者に報告書を提出、本会議で確認をするのですけれども、提出した段階で、この特別委員会は役割を果たしたと見ていいのではないかというのが、今、谷口委員の意見であります。それでよろしいでしょうか。

千葉委員。

- 委員（千葉幹雄） 私も、先ほどは中間報告云々という話もしたけれども、一番大事なところの指定管理の在り方というところをきちっと押さえる。そして芳滝委員、そして谷口委員が言うように、要するに基準だとか、要綱だとかを定めて、その根幹の部分はその下のほうで、それで一番大事なところはきちっと押さえて、そして最後にその要綱だとか、基準だとか、定めていますよね。その中で一番大きいのは、要するに委託に出す部分というか、主たるものを委託に出してはならないというふうに書いてあるわけですから、下のほうでそれを補完するようなそういうやり方はすべきでない。だって、それやったら全部逃げるよ。そうやって、最後、町長の認める場合はという。だから、それはあるべき姿ではないという。

- 委員長（中橋友子） 難しいですね。

- 委員（千葉幹雄） 駄目だとも言えないけれども、あるべき姿ではない。

- 委員長（中橋友子） 好ましくないとか。失礼いたしました。

- 委員（千葉幹雄） まあまあ、任せます、表現は。

- 委員長（中橋友子） はい、分かりました。

まとめの中身については、先ほど確認したとおりです。この委員会を、では次の報告を皆さんに確認した段階で終了するということでもいいでしょうか。いいですか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（中橋友子） はい、分かりました。

それでは、次の報告がまとめて皆さんに確認していただいた後に、この委員会について

は役割を果たしたということで終わるということを確認したいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中橋友子) はい。

ほかにありますか。

千葉委員。

○委員(千葉幹雄) 今後のスケジュールですが、いつまでその報告書の内容ができるのか、そして会派に、先ほど委員長がおっしゃったように、会派に振って、そして会派の中で検討して、加除があるとすれば、いつまで提出してくださいということを決めたほうがいいのかではないですか。

○委員長(中橋友子) そうですね。はい、分かりました。ちょっとお待ちください。

○委員長(中橋友子) 若干休憩いたします。

13:12 休憩

13:15 再開

○委員長(中橋友子) 休憩を解いて再開いたします。

今後のスケジュールについて提案させていただきます。

今回の報告のまとめにつきましては、15日明後日まで、まとめ上げるということをしていただきたいと思います。そして、15日中に会派の代表の皆さんにお伝えをさせていただきます。そして、会派で議論をしていただいて、翌日で恐縮なのですが、16日中に返答を頂きたい。そして17日、18日が土日に入るものですから、19日に最終的に一任を頂いて、最終の中身については委員長、副委員長に一任いただいてまとめさせていただきます。そして、20日提出させていただくと、こういうことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中橋友子) それでは、今のスケジュールを確認させていただいて、本日の全ての議事については、これをもって終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中橋友子) 長時間にわたってありがとうございました。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもって、本日の委員会を終わります。

(閉会 13:17)